青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会(第12回)議事概要

- 1 日時 平成21年5月27日(水)午後1時30分
- 2 場所 青森地方·家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員((地)は地方裁判所委員,(家)は家庭裁判所委員,(地家)は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順,敬称略)

赤垣敏子(家),石岡隆司(地),小川賢司(地),小川理佳(家),柿崎雅(家),佐藤 俊(地家),嶋貫俊信(地家),杉山祐子(地),竹中司郎(家),田村幸一(地家),津田敬三(地家),成田耕造(地家),林 博美(地),藤本ふみ(家),松田修一(地家),沼田 徹(家)

(2) 説明者

地·家裁事務局長,同事務局次長,首席家庭裁判所調査官,次席家庭裁判所調査官,刑事次席書記官,裁判員調整官,家裁主任書記官

4 議事

- (1) 開会
- (2) 田村所長あいさつ
- (3) 新委員の紹介田村幸一、小川賢司、佐藤 俊、津田敬三、林 博美
- (4) 委員長選出

地方裁判所委員会規則第6条1項及び家庭裁判所委員会規則第6条1項に定 める委員の互選により、田村委員が委員長に選任された。

(5) 委員長代理指名(地方裁判所委員会規則第6条3項,家庭裁判所委員会規則 第6条3項)

委員長は、地方裁判所委員会の委員長代理として小川賢司委員を、家庭裁判 所委員会の委員長代理として小川理佳委員をそれぞれ指名した。

- (6) 協議テーマ
 - ア 家事調停について
 - イ 裁判員制度について
- (7) 意見交換の要旨(◎委員長,○委員,□説明者)
 - ア「家事調停について」
 - ◎ 家事調停のイメージをつかんでもらうために、仙台家庭裁判所作成の広報用 DVD ビデオ「あめあがり」を視聴していただき、その後小川理佳委員に家事調停の概要等についての説明をお願いしたい。
 - ○□ DVD ビデオ視聴後,配布資料に基づき,(1)調停事件の概要,(2)事件の動向及び概況,(3)利用者への広報及び(4)利用しやすくするための工夫について説明した。
 - ◎ 現在家事調停委員をしていただいている委員の方から意見を伺いたい。 最初に利用者の立場から周知度,満足度についての意見を沼田委員にお 願いしたい。
 - ○□ 代理人として調停を利用している者としては、概ねスムーズに行われていると思う。ただ、言葉遣いや適切さを欠いた発言や調停の進め方が不適切なケースも見受けられた。男性調停委員と女性調停委員との間に、調停の進め方について意見の相違もあるようである。

離婚などは調停前置主義が採られ、いきなり裁判を提起することは出来ないことから、調停の品質の担保というか、家庭裁判所の方である程度コントロールする必要があると思っている。加えて調停は非公開の手続なので、積極的に利用者の声を拾える場があってもよいのではないか。

例えば調停が成立した当事者に対して意見や感想を聞くためにアンケートを実施することはどうか。

さらに調停委員は、当事者のプライバシーの核心部分の事実に立ち入る ことからすると単に「調停委員です。」という形で調停が始まる点はどう かと思っている。つまり、調停というのは当事者と調停委員の信頼関係が あって初めてうまくいくものであり、名前と簡単な経歴ぐらいは紹介して もいいのではないか。

- ◎ 続いて調停委員として心掛けている点や感想などについて、柿崎委員にお願いしたい。
- ○□ 家事調停とは「家庭に関する紛争事件に対し、当事者が他人に知られないで形式張らない手続で、双方で十分に話し合いをし、納得した上で合意によって解決する制度」である。従って裁判と違い、いくら適正妥当な解決案があっても当事者が納得しない限り、強制的に紛争解決をすることはできないことから、私ども調停委員は、どのような申立てであっても、当事者双方に公平・中立な立場で調停に臨んでいる。

1回の調停時間は午前、午後とも2時間を予定しているが、あまり一方を待たせないよう、開始時間をずらすなど、待ち時間の解消に努めている。

調停は1回の期日で合意に達することはなかなか難しく,達しないときは次回期日を指定して続行し,終了するまで期日を重ねていくことになるが,当事者からはじっくり時間を掛けて納得するまで進めて欲しい,また一方では自分の方が有利に進まなくなると,何回も仕事を休めない,もう調停には出られないなどと,解決に難色を示す者もいる。

私としてはできるだけ法律用語や難しい言葉は使わないようにしており, 当事者が十分理解, 納得しているか, 常に注意するように心掛けている。

調停委員は十分な準備をして開始に備えているが、時代のニーズに合わせ、よりよい調停を進めるため、裁判所と調停協会では新任調停委員に対する研修、研修用のビデオ鑑賞、調停協会の自主研修会、裁判所と調停協会との意見交換会など、年間の研修会を多数開催しているところである。

◎ 今までの説明や意見を踏まえて,家事調停手続を利用するための工夫に

ついて, 意見を伺いたい。

- 家事調停に関する知識はテレビなどで拝見する程度であるが、パンフレットとかは、ショッピングセンターなどもっと身近な場所に置いていただければありがたい。
- 手続自体を知らない方が非常に多いと思う。裁判所でもホームページなどに掲載しているが、パソコンのインターネットを使っている人はまだ少ないと思われるので、例えば携帯電話のサイトなど、もっと身近なツールで情報発信をすれば有効ではないか。
- 市役所や県庁では、どのような場所にパンフレットを備え置いているのか。
- □ 場所までは把握していないが、個人的には玄関に置かれていたのを見た ことがある。
- 今回参加して、こんなに詳しいパンフレットがあることを初めて知った。 一般の人が利用する頻度の高い、例えば市役所の窓口で住民票交付の待ち時間を利用して読んでもらえるような場所に置けば、もっと周知されるのではないか。
- このパンフレットは字が多すぎて、市民に分かりやすいものと言えるだろうか。もっとシンプルで分かりやすいものがあればいいと思う。
- 大変不親切なパンフレットだと思う。そもそも「家事事件とは?」というように専門用語で始まっているが、もっと行政サービスを意識して作るべきだと思う。「来れば何とかしてやりますよ。」という態度ではそぐわないし、一般の人は「裁判所は敷居が高い。」というイメージがあるので、敷居を低くするためには、裁判所側から「こんな時には、ここに相談すれば何とかしてくれますよ。」ということをまず周知するべきであって、あまり詳しい情報を全部載せても、おそらく読みたいと思う人はいないと思う。具体的には「家事事件とは」の部分は、「こんなことで困ったときに

は、どこどこにご相談を」、それでほとんど 9 割 9 分の情報になると思われる。大変失礼な言い方かも知れないが、一般の方々から見ると、このパンフレットそのものを手に取ろうかなという気になるのか、若干疑問に思った。

テレビのニュース番組では、ニュース項目のヘッドラインがあるが、たいていの人はまずヘッドラインを見て、それから中味はどうなんだろうと興味を持つと思うし、書類のように最初から全部言ってしまえば誰もニュースを見なくなる、そういうことだと思う。もっとサービスを意識したパンフレットの作り方、そしてどこに行けばパンフレットがあるのかということが重要であり、いずれにしても高い敷居をいかに低くするかということと、「来れば教える。」ということではなく、裁判所側から情報を発信して周知していく必要があると思う。

- 苦労があるとは思うが、見出しである程度のイメージがわくので、気軽に持って行けるようなパンフレットの工夫をしていただきたい。
- ◎ 取りあえず周知を図るパンフレットと、手続を詳しく説明するパンフレットを使い分ける必要があると感じているところであるが、家事調停を更に国民に利用していただくためにはどのような工夫が必要なのかについて意見を伺いたい。
- 2人の調停委員の意見が分かれた場合の扱いについて、先程の DVD ビデオでははっきりしなかったが、調停委員同士が相談して意見をひとつにまとめるのか、それとも別々な意見のままで家事審判官の判断を仰ぐことになるのか。
- □ 実情としては、当事者が入れ替わる際などに調停委員同士がよく話し合うようにしているし、離婚に進むのか、円満解決になるのかといった非常に大きい分岐点の所では、家事審判官がその場に呼ばれて3人で評議をするということもある。ただし、家事審判官が決めるというよりは法律の専

門家である家事審判官と市民の代表である調停委員の3人で、十分に話し合って決めるというスタイルを取っている。なお、家事審判官は同時進行で何件も調停事件を持っていることから、必ずしもその場でタイムリーに話し合いができないこともあるので、書面でのやりとりも活用しているところである。ビデオでは説明がなかったが、当事者に対しても調停委員が2人いるが、家事審判官も必ず入って進めていく旨の説明はしている。

- DVがらみの離婚調停の場合には、厚いサポートが必要だと思うが、どのように対処しているのか。
- □ 申し立てる側がDVの被害者であることがほとんどなので、窓口の段階で申立人から詳しく事情を伺っている。書面で回答をもらう場合でも、例えば暴力がどの程度であったとか、裁判所とか公の場でも暴力を振るうおそれがあるのかどうかなど、そういった情報を申立人から集めている。

そして申立人の希望にもよるが、調停の部屋を別階にするとか、裁判所の出入りの際、ばったり会ってしまうことのないように、来庁や退庁の時間をずらすなどの配慮をする旨、申立人に伝えるようにしている。場合によっては申立人だけの期日をまず開いて、期日自体も別々ということもある。その他、シェルターなどの紹介をすることもある。

- カウンセリングの紹介とかをすることもあるのか。
- □ 通常は調停になる前に、何らかの形で女性相談センターとかに行っている方や弁護士会を経由して来られる方がほとんどなので、そういうことをまったく知らないという人は、それほど多くないと思うが、万が一そういう場合には女性相談センターなどを書記官が紹介することになる。
- 仕事の支障のない日ということで、土曜日や日曜日に調停を行うという ことは出来ないのか。
- □ いろいろな部署との調整も必要となるので、今の態勢では困難である。
- ◎ 先程沼田委員からも貴重なご指摘をいただいたので、その点も含めて皆

さんの意見をこれから十分検討し、よりよい調停制度にしたいと考えている。

イ「裁判員制度について」

- ◎ 5月21日にスタートした裁判員制度について、前回の委員会で意見を 伺った裁判員候補者に事前送付する質問票の様式についての説明と、青森 県内における裁判員辞退事由の分析結果概要の説明を小川賢司委員にお願 いしたい。
- ○□ 質問票の様式については、配布資料のとおり委員の方々の意見に沿った 方向で大幅に見直しをして、実際に回答をされる候補者の方々にとっても 分かりやすさ、回答のしやすさに主眼を置いて、記載内容を大幅に簡略化 したものとなっており、辞退を希望する場合の具体的な事情については自 由記載欄を設けた。今後、実際に手続を運用していく中で、使い勝手を検 証していき、更によりよいものを目指していきたいと考えているところで ある。

次に、裁判員候補者名簿に登載された方々から寄せられた調査票の回答 内容を基にして裁判所内部で裁判員辞退事由の分析作業を進めてきた。

青森県内における裁判員辞退事由の分析結果の概要としては、仕事上の理由で辞退を希望する方が少なくないと現時点で予想しているのが、農家の方が最も忙しい時期である9月、10月といった秋の収穫期である。

とりわけ家族で農業を営んでいる方にとっては猫の手も借りたいほどの忙しい時期であることから、こうした時期に裁判員候補者に選ばれた場合には、先程説明した事前質問票の辞退事由欄にその旨の事情を書いていただければ、裁判所としても柔軟に対応する予定である。一方で1月とか2月の真冬の時期だと、仕事上の都合で辞退を希望する方は比較的少ないと考えているが、冬場の問題としては、むしろ交通機関が雪の影響で候補者が裁判所に来ることが困難になることも想定されるので、その時期に裁判

員裁判を行う場合には、その点にも十分配慮しなければならないと考えている。

その他, 地域の実情の把握に努めて, 手続の運用に当たっては柔軟な対応を心掛けたい。

- 点字版については、どうなっているのか。
- □ 点字の関係については、翻訳機が導入される予定である。質問票についても音声読取器対応であり、種々の障害者対応機器についての準備も行っているところである。
- 事前質問票と一緒に送付されるのは、どのような書類か。具体的な裁判 日程は事前に分かるのか。
- □ 青森地方裁判所から質問票を送付する際には「質問票送付のご案内」という文書も付ける予定であり、それには今後の予定として裁判員を選任するために裁判所においでいただく日時、それから裁判員として参加してもらう期間を明記するので、それを見て差し支えの有無を回答してもらうことになる。また、遠隔地の場合には、前泊の可否についても事前にお知らせする。
- ◎ 続いて、音声認識システムについて、裁判所側から説明する。
- □ 音声認識システムは、このシステムで得られた文字データから、必要な 部分の映像、音声を検索するもので、認識した文字データをいわばインデ ックスとして利用するものである。

裁判員裁判では裁判員と裁判官が評議をしている際に、法廷における証人の証言内容を確認する必要が生じる場合があるが、音声認識システムを利用することにより、それを確認するための検索作業が迅速に行うことが可能となるものであり、当庁では2月中旬に設置が完了した。

◎ 以上で本日の委員会を終了するが、この後希望する委員には家裁の手続 案内システム「ぷりんと君」と音声認識システムの実演を予定しているの で、参加されたい。

(8) 次回開催期日

平成21年11月24日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

(9) 閉会